



水銀の含有量 分析依頼増えています！

平成 29 年 8 月 16 日より発効した「水銀に関する水俣条約」の内容を受け、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の改正が平成 27 年 12 月と平成 29 年 6 月の 2 段階に分けて公布されました。平成 29 年 6 月公布の改正は平成 29 年 10 月より施行され、現在では効力を発揮しています。

この改正により廃棄物中の水銀の含有量について新たな基準値が設定され、産業廃棄物に「水銀含有ばいじん等」という概念が制定されました。

そのため 10 月より廃棄物の水銀含有量の分析依頼が増えています。今回はその水銀の基準値などについてお知らせします。

★ 水銀に関する水俣条約について ★

平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で行われた「水銀に関する水俣条約外交会議」にて採択された条約で、日本は平成 28 年 2 月に締結しています。平成 29 年 8 月 16 日より条約が発効されました。



条約の内容は「水銀の人為的な排出・放出を削減(根絶)し、人の健康や環境を守っていきましょう」というもので、水銀の産出や取扱い、輸出入の取り決めなどについて定めています。条約の名称に関しては日本で発生した「水俣病」のような環境破壊や健康被害を繰り返してはいけないという決意が込められており、日本では条約締結に向けて各関係法令の整備が進められていました。今回の廃棄物処理法の改正もその一つで、「環境中に排出される水銀の量を極力抑える」という観点で改正がなされています。

廃棄物処理法改正により追加された 基準値

対象の産業廃棄物	ばいじん・燃え殻 ・汚泥・鉍さい (廃酸・廃アルカリ)
水銀含有ばいじん等の判定基準	15mg/kg 以下 (15mg/L 以下)
水銀回収義務付け対象の判定基準	1,000mg/kg 未満 (1,000mg/L 未満)

産業廃棄物種類(水銀関係)早見表

	特別管理産業廃棄物の溶出基準		
	基準値以下	基準値超過	
水銀の含有量	● ≤ 15	通常の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	15 < ● < 1,000	水銀含有ばいじん等	特別管理産業廃棄物
	1,000 ≤ ●	水銀含有ばいじん等 + 水銀回収義務対象	特別管理産業廃棄物 + 水銀回収義務対象
※ ●…対象廃棄物の水銀含有量(mg/kg・mg/L)			

◆ 水銀含有ばいじん等 ◆

今回の法改正で新たに制定された産業廃棄物群の名称です。水銀の含有量が「15mg/kg(15mg/L)」を超える特定の産業廃棄物を指します。ただし「特別管理産業廃棄物」は該当しませんので、「特別管理産業廃棄物」ではない産業廃棄物で且つ水銀含有量の基準値を超過したものが、「水銀含有ばいじん等」に分類されます。

そのため「特別管理産業廃棄物」か否かを判定する「溶出基準」とは別の扱いの基準となります。「水銀の溶出基準を満たしているのだから、水銀の含有量も大丈夫だろう。」とはならず、溶出基準の結果に関わらず含有量を調べる必要があります。

◆ 水銀回収義務付け対象 ◆

今回の法改正により、水銀含有量が一定量を超える産業廃棄物は水銀の回収処理をすることが義務化されました。回収義務は水銀含有量が「1,000mg/kg(1,000mg/L)」以上のものに発生し、対象の廃棄物は「水銀含有ばいじん等」及び「特別管理産業廃棄物」となります。回収義務が発生すると実質的に回収完了まで処分不可となるため、廃棄物を処分するにあたりポイントの一つとなる基準値となります。



今回の法改正で必要になった産業廃棄物「水銀の含有量」の分析は弊社でも承っております。分析のご依頼はもちろん、疑問点などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

